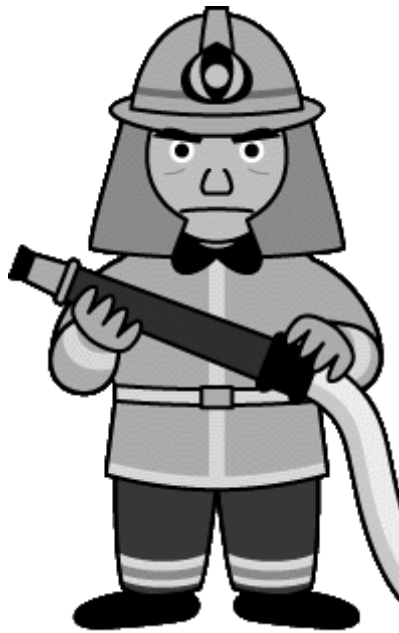


2023年度

# 消防・防災計画



山口市立平川中学校

# 消防・防災計画 目次

|    |      |                      |     |
|----|------|----------------------|-----|
| I  | 防災計画 |                      |     |
|    | 第1章  | 総 則                  | 3   |
|    | 第2章  | 予防管理対策               | 4   |
|    | 第3章  | 火災予防措置               | 5   |
|    | 第4章  | 自衛消防活動対策             | 6   |
|    | 第5章  | 震災対策                 | 8   |
|    | 第6章  | 防災教育及び訓練             | 1 1 |
|    | 別表1  | 火元責任者等               | 1 2 |
|    | 別表2  | 自主点検検査表              | 1 3 |
|    | 別表3  | 自衛消防組織編成表            | 1 4 |
| II | その他  |                      |     |
|    | 別表4  | 校舎配置図                | 1 6 |
|    | 別表5  | 防災・防犯設備校内配置図         | 1 7 |
|    | 別表6  | 避難経路（グラウンド避難）        | 1 8 |
|    | 別表7  | 防災・防犯指導年間計画          | 1 9 |
|    | 別表8  | 建物等の自主点検表            | 2 0 |
|    | 別表9  | 消火設備・警報設備・避難設備の自主点検表 | 2 1 |
|    | 別表10 | 自主チェック表（日常）          | 2 2 |

# I 消防計画

# 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、(山口市立平川中学校)の防火管理について必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、当校に勤務する教職員及び登校する生徒、その他出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者の権限と業務)

第3条 管理権限者は(校長 津守 真治)とし、(山口市立平川中学校)の防火管理業務について、すべての責任をもつものとする。

2 管理権限者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ防火管理業務を適正に遂行できる権限をもつ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。

(防火管理者)

第4条 防火管理者は(教頭 立場 篤史)とし、校務分掌の防火管理係として、この計画の作成及び実行についてのすべての権限をもって、次の業務を行うものとする。

(1) 消防計画の作成・検討及び変更

(2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施

(3) 建物等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施とその指導

(4) 火気の使用又は取扱いに関する指導

(5) 増改築、修繕、模様替え等の工事時における火災予防上の指導

(6) 生徒、教職員に対する防災教育及び各種訓練の年度計画の作成とその実施及び指導

(7) 管理権限者(校長)に対する防火管理に関する助言及び報告

(8) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第5条 防火管理者は、次の業務について山口市中央消防署長への報告、届出及び連絡を行うとともに、それらの書類を防火管理維持台帳に保存するものとする。

(1) 防火管理者選任(解任)の届出(変更の都度)

(2) 消防計画作成(変更)の届出(変更の都度)

(3) 消火訓練又は避難訓練等実施計画の届出

(4) 消防用設備等の点検結果の報告

(5) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続

(6) 安全計画書の届出(増築、改築、模様替え等の工事都度)

(7) その他防火管理について必要な事項

## 第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第6条 予防管理組織は、火災予防のための組織と、自主点検・検査を実施するための組織とする。

2 火災を予防するための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各普通教室及び特別教室ごとに火元責任者をおくものとし、「別表1」のとおり定める。

3 自主点検・検査を実施するための組織は、消防用設備等及び建物、火気使用設備器具、電気設備等について適正な機能を維持するため、定期に点検・検査を実施するものとし、点検資格者及び自主点検検査員を「別表2」のとおり定める。

(火元責任者の業務)

第7条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気設備器具等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震時における火気設備器具等の安全確認。
- (4) 日常点検の実施
- (5) 防火管理者の補佐

(自主点検検査員の業務)

第8条 自主点検検査員は、建物、火気使用設備器具、危険物設備等の検査を次の事項に留意して実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

- (1) 理科室、調理室等の火気使用器具及び危険物、高圧ガス等の貯蔵、取り扱い状況並びにその管理の適否、また、実験・実習用の各種材料等の保管の適否
- (2) 冬期間の暖房用ストーブの取り扱い等の処置並びに使用後の処理の適否
- (3) 職員室、休憩室等における火気管理の適否
- (4) 体育館の異常の有無
- (5) 防火壁に接する可燃物（燃焼媒介物）の有無
- (6) 廊下、階段等の避難上障害となる物品等の有無

(自主点検の計画)

第9条 自主点検検査員及び点検資格者（法定点検者）は、火災予防のため、また消防用設備等の機能を維持管理するため、「別表2」の計画により点検・整備を実施するものとする。

(点検検査結果の記録及び報告)

第10条 防火管理者は、自主点検検査の結果をまとめ、校長に報告するとともに「防火対象物維持台帳」に記録しておくものとする。

2 校長は、消防用設備等の点検結果について「消防用設備等点検報告書」に各種点検票を添付して、3年に1回山口市中央消防署長に報告するものとする。

第11条 防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、その改修計画を立案し校長に報告するとともに、必要な指示を得てその促進を図るものとする。

## 第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第12条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 教室等において各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 教室等の改装、模様替え等を行うとき
- (4) その他防火管理上必要な事項

(火気使用時の遵守事項)

第13条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前、使用后必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (3) 火気使用器具の周囲は常に整理整頓し、可燃物等を置かないこと。
- (4) 火気使用器具を使用する場合は、消火用水又は消火器を用意すること。

## 第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織)

第14条 自衛消防組織は、校長を自衛消防隊長（以下「隊長」という。）に、防火管理者を副隊長とし、「別表3」のとおり編成する。

(隊長、副隊長の任務)

第15条 隊長は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。

- (1) 避難開始時期の決定及び避難状況の把握
- (2) 各種災害の判断及び自衛消防活動上必要な指揮、命令
- (3) 消防隊との密接な連携

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代理する。

(自衛消防隊本部)

第16条 自衛消防隊本部は、校庭の安全かつ生徒全体を把握できる位置に設置する。なお、自衛消防隊本部の構成員は隊長、副隊長とする。

2 自衛消防隊本部には、防火対象物維持台帳及び在校者名簿等関係資料を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制を確立する。

(通報連絡系の任務)

第17条 通報連絡係は、放送設備を活用し、次の放送文例により緊急放送を行う。

「緊急放送、ただいま、〇〇室より火災が発生しました。生徒は全員グラウンドに避難しなさい。なお、□□の階段は使用しないこと」

2 通報連絡係は、消防機関への通報及びその確認を行うとともに、火災の延焼状況や生徒の避難状況を逐次自衛消防隊本部に通報すること。

|         |   |          |                 |
|---------|---|----------|-----------------|
| (通報連絡先) | * | 消防本部     | 1 1 9           |
|         | * | 山口警察署    | 9 2 4 - 0 1 1 0 |
|         | * | 山口市教育委員会 | 9 3 4 - 2 8 6 2 |
|         | * | 県教委義務教育課 | 9 3 3 - 4 5 9 0 |

(初期消火系の任務)

第18条 初期消火係員は、火災発生 of 覚知と同時に現地に急行し、屋内消火栓及び消火器等を使用し、延焼拡大防止を主眼とした初期消火活動を行うこと。

2 消防隊到着後は、消防隊に協力するとともに、警戒区域の設定及び自衛消防本部との連絡に当たること。

(避難誘導系の任務)

第19条 避難誘導は次により行うこと。

(1) 授業中校内出火の場合

ア 授業担任（学級担任または副担任）はただちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くよう指示する。

イ 授業担任（学級担任または副担任）は状況を正確に判断し、「別表4」に定められた避難経路により避難誘導を行う。

ウ 煙を吸わせないようにするため、ハンカチ等を口に当てるように指示するとともに、廊下、階段では、「押さない」「走らない」「しゃべらない」「もどらない」を励行させる。

エ 校舎外では、早足で行動し、集合位置に整列させ人員点呼を行うとともに、自衛消防隊本部に報告する。

(2) 休憩（休息）中校内出火の場合

ア 学級担任または副担任は、自教室に直行し混乱を防止するとともに、定められた避難経路により避難誘導を行う。

イ 学級担任または副担任は、校内の生徒が残留する恐れのあるトイレ、体育館等に直行し、生徒を集め安全に避難誘導を行う。

ウ 校庭での人員点呼等は、授業中の活動に準じて行う。

第 20 条 避難誘導係は、次の活動も行うものとする。

(1) 生徒の避難活動開始と同時に担当区域を巡回し、残留者の有無を確認する。

(2) 残留者がいた場合は、屋内階段等が使用可能なときは階段を利用し、また、使用不可能な場合は、避難器具を操作し、救出する。

(3) 避難器具の使用に当たっては、地上の設定者を指定し、その者との連絡を図り操作する。

(救護係の任務)

第 21 条 救護係員は、次の活動を行うものとする。

(1) 自衛消防隊本部と併設して救護所を設定する。

(2) 負傷者の応急処置を行うとともに、学年、氏名、負傷の程度等の必要事項を記録し、自衛消防隊本部に報告する。

(3) 救急隊到着後は、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送できるように努める。



# 第5章 震 災 対 策

(震災予防措置)

第22条 各自主点検検査員及び火元責任者は、地震による災害を予防するため、第2章及び第3章の点検検査と合わせて建物及び諸施設等の点検を、毎月末日に行うものとする。

2 点検検査は、次の事項に留意して実施するものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する施設物（窓枠、テレビ、スピーカー等）の倒壊、転倒、落下危険の有無
- (2) 戸棚、ロッカー、昇降口の下足箱等の転倒危険の有無
- (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
- (4) 窓ガラスのひび割れ等の危険個所の有無
- (5) 理科室の実験用器具、薬品による災害を防止するための適否（例えば、強酸類は砂箱に、その他の引火性、発火性薬品は転倒しないセパレート型の箱に入れてあるか。）
- (6) 理科室の化学消火器及び乾燥砂の状況の適否

(地震後の安全措置)

第23条 各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具（ストーブ等）の異常の有無を点検する。（被害をもたらさない程度の地震の場合においても同様とする。）

2 各点検検査員は、地震後校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について点検検査を実施し、異状の有無を防火管理者に報告する。

3 防火管理者は、火気使用設備器具についての各報告に基づき、安全を確認した上で使用供給の開始を指示する。

(震災に備えての準備品)

第24条 震災に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 非常食
- (3) 飲料水
- (4) 携帯ラジオ
- (5) その他必要なもの（生徒名簿、保護者連絡網等）

(地震時の活動)

第25条 地震時の活動は、第4章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 防火管理者は、被害状況を校内放送等により全校生徒、職員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。また、関係防災機関からの情報を積極的に収集すること。

(2) 授業中地震が発生した場合の基本行動

| 措置区分  | 校長等の基本行動                           | 教師の基本行動                                                           |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 第1次措置 | 火気使用器具の始末をするとともに、初動体制に必要な指示、命令を行う。 | 地震発生と同時に生徒を机の下などに身をかくさせ、本部からの指示を待つ。<br>火気使用器具の始末を行う。              |
| 第2次措置 | 校舎及び周囲の状況を確認し、避難開始の命令を校内放送及び口頭で行う。 | 教室内外の状況を確認し、避難の準備を行う。<br>屋外への避難命令を受けた場合は生徒に防護措置をとらせ、避難路に従い避難開始する。 |
| 第3次措置 | 避難終了の確認を行うとともに 第2次避難場所への動向を判断する。   | 出席簿を携行し、校庭に避難完了したならば人員点呼を行い、異常の有無を本部へ報告する                         |

(3) 休憩中地震が発生した場合の基本行動

| 措置区分  | 校長等の基本行動                                                                       | 教師の基本行動                                                                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次措置 | 火気使用器具の始末を行うとともに、本部役員以外の者は校庭及び体育館等に急行し、生徒の安全措置を講ずる。                            | 地震発生と同時に教室に直行し、机の下に入るよう指示するとともに出口を確保する。<br>火気使用器具の始末を行う。                                           |
| 第2次措置 | 本部員は全生徒及び校舎の被害状況を把握するとともに、その状況に応じた必要な措置命令を行う。<br>本部員以外の者は、状況により生徒に教室に戻るよう指示する。 | 地震動終了後、混乱を静め人員を確認し、教室にいない生徒を調べる。<br>生徒が全員教室に戻ったかどうか、また、負傷の有無を確認し、その措置を行う。<br>その後の行動について本部からの指示を待つ。 |
| 第3次措置 | 授業中の避難に準じて行う。                                                                  | 授業中の避難に準じて行う。                                                                                      |

(地震時の避難行動)

第 26 条 避難行動は、次により行うものとする。

- (1) 校舎外への避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部からの命令により行うものとする。
- (2) 広域避難場所（公共施設）への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
- (3) 広域避難場所への避難が完了した場合は、山口市教育委員会に報告する。
- (4) 保護者への連絡

## 第6章 防災教育及び訓練

(防災教育)

第27条 防火管理者は、防災教育を次の基本事項に基づき、「別表7」の年度計画を作成することによって実施するものとする。

- (1) 防災計画の周知徹底
- (2) 防災計画に定める遵守事項
- (3) 生徒及び職員に対する防災教育及びその指導方法について
- (4) 火災及び地震等の災害時における任務及び責任の周知徹底
- (5) その他火災予防上必要な事項

(防災訓練)

第28条 防火管理者は、前第27条の防災教育に関する年度計画と併せて、防災訓練を次の基本事項に基づき、別紙「防火避難訓練計画」を作成することによって実施するものとする。

- (1) 消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は消防機関への指導を要請する。(総合訓練)
- (2) 消火器具取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。(消火訓練)
- (3) 消防機関(119)への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。

(通報訓練)

- (4) 避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。(避難訓練)
- (5) 訓練実施後は検討項目を整理し、職員全体で情報を共有するとともに、それらの改善に向け協議を行う。

(訓練の実施報告及び、関係書類の保存)

第29条 防火管理者は、避難訓練、自衛消防訓練を実施する場合は、事前に山口市中央消防署長に届け出るとともに、実施計画書等を保存しておくものとする。

(別表1)

# 火元責任者等

|           |                                                                                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理権限者（校長） |                                                                                                                                                       |
| 防火管理者（教頭） |                                                                                                                                                       |
| 火 元 責 任 者 |                                                                                                                                                       |
| 1 階       | 職員室・校長室（立場）事務室（高谷）保健室（濱本）<br>更衣室・シャワー室（金田）職員トイレ男（鈴木）<br>職員トイレ女（濱本）第2職員室（金子）生徒会室（藤田）<br>東トイレ（北村）西トイレ（江原）技術室・技術準備室（神田）<br>3年各教室（各担任）給食調理場（堀内）つくし横倉庫（高谷） |
|           | 体育館（梶山）部室（各部顧問）プール機械室更衣室（鈴木）<br>グラウンドトイレ（金子）                                                                                                          |
| 2 階       | 第1理科室（宮野）第2理科室・準備室（宮野）<br>家庭科室・準備室（西田）放送室（藤田）第2職員室（山田）<br>東トイレ（栗屋）西トイレ（澤井）2年各教室（各担任）<br>8組教室（西田）相談室2（山田）多目的教室（澤井）<br>図書室（山田）                          |
| 3 階       | 美術室・準備室（山崎）視聴覚室・準備室（栗屋）<br>音楽室・準備室（縄田）第2職員室（笠松）多目的教室（長富）<br>東トイレ（志賀）西トイレ（山根）1年各教室（各担任）<br>6組教室（田淵）7組教室（山本）9組教室（長富）<br>通級指導教室（小林）                      |

<緊急連絡順>

|   |               |                           |
|---|---------------|---------------------------|
| 1 | 消防本部          | 1 1 9                     |
| 2 | 校長            | 0 9 0 - 3 6 3 0 - 0 9 2 4 |
| 3 | 山口市教育委員会      | 9 3 4 - 2 8 6 2           |
| 4 | 〃 学校教育課長      |                           |
| 5 | 県教委義務教育課      | 9 3 3 - 4 5 9 0           |
| 6 | セコム中国本部山口統轄支社 | 9 2 4 - 2 9 2 6           |
| 7 | 山口警察署         | 9 2 4 - 0 1 1 0           |

(別表 2)

## 自主点検検査表

| 項 目          | 区 分                                                                                  | 事項          | 点 検 者                                  | 回 数              |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------------------------------------|------------------|
| 火災予防上の自主点検   | 防火上の設備                                                                               | 一 般<br>全 般  | 教 頭                                    | 毎週 1 回           |
|              | 整理清掃状況                                                                               | 屋 内<br>屋 外  | 清掃主任                                   | 毎日 1 回           |
|              | たき火の管理状況                                                                             | 屋 外         | 教 頭                                    | 毎日 1 回           |
|              | 火気使用設備                                                                               | 器 具<br>管理状況 | 教 頭                                    | 毎日 1 回           |
|              | 電気設備                                                                                 | 全 般<br>メガ測定 | 福永商会                                   | 毎年 1 回           |
|              | 危険物施設                                                                                | 全 般         | 教 頭                                    | 毎月 1 回           |
|              | 避難通路・非常口の状況                                                                          |             | 教 頭                                    | 毎週 1 回           |
| 消防用設備の点検     | 消防用設備の種類                                                                             |             | 自主点検<br>(防火管理者等)                       | 法定点検<br>(点検委託業者) |
|              | 消 火 器<br>自動火災報知設備<br>非常警報設備<br>屋内消火栓設備<br>避難（器具）設備<br>誘 導 灯                          |             | 防火管理者<br>6 ヶ月に 1 回<br>(別表 6・7) に<br>よる | 福永商会<br>8 月・3 月  |
| 消火及び<br>避難訓練 | 年 2 回以上のうち 1 回は消防用設備の実技訓練を行うものとする。<br><br>7 月頃                                  3 月頃 |             |                                        |                  |
| 避難予定地        | 運 動 場                                                                                |             |                                        |                  |

備考 消防用設備の種類欄は、防火対象物に設置された設備について記入すること。

(別表3)

## 自衛消防組織編成表

| 【 本 部 】                                |                                         |                                               |                                          |                                   |
|----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------|
| 隊 長：校 長<br>副隊長：教 頭                     |                                         | *通報（消防機関・教育機関）<br>*指令・統制・連絡・巡視<br>*消防隊誘導・事後措置 |                                          |                                   |
| 避難・誘導班                                 | 救護班                                     | 消火班                                           | 搬出班                                      | 通報・連絡班                            |
| 神 田<br>吉 田<br>金 子<br>藤 田<br>笠 松<br>縄 田 | 濱 本<br>若 原<br>小 林<br>堀 内<br>福 田<br>(志賀) | 梶 山<br>澤 井<br>栗 屋<br>宮 野<br>山 根               | 山 田<br>三 好<br>江 原<br>北 村<br>(西田)<br>(田淵) | 鈴 木<br>高 谷<br>藤 田<br>(山本)<br>(長富) |
| 避難終了後の生徒管理<br>生徒の安全な避難誘導               | 負傷者・被救護者の応急措置<br>救急薬品・用品の確保             | 消火器具を用いた初期消火作業                                | 非常持ち出し物品の搬出及び管理                          | 消防隊への情報提供<br>校内の避難状況の把握・各班との連絡    |

隊 長：自衛消防隊の各班に対し、指揮・命令を行うとともに、消防隊と密接な連携を図る。  
副隊長：隊長を補佐し、指示・命令の伝達にあたる。

## Ⅱ その他

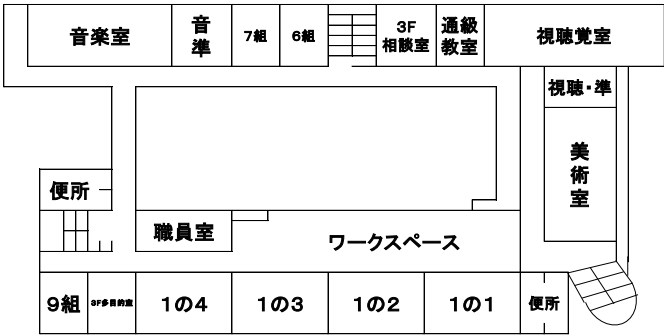


(別表 4)

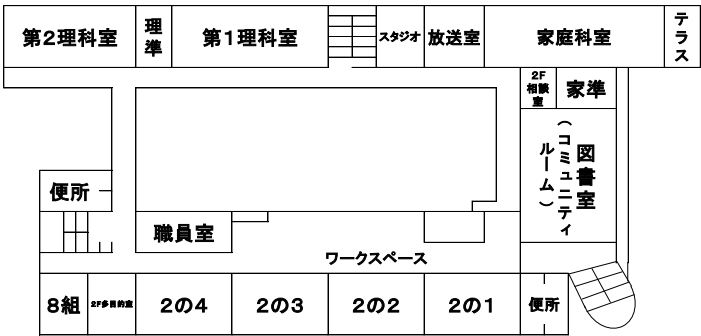
|           |
|-----------|
| 令和4年度     |
| 山口市立平川中学校 |
| 校舎配置図     |

|       |                       |                  |
|-------|-----------------------|------------------|
| 所在地   | 山口市黒川1231番地1          |                  |
| 校地    | 21,473 m <sup>2</sup> |                  |
| 校舎    | 3,981 m <sup>2</sup>  |                  |
| 屋内運動場 | 981 m <sup>2</sup>    |                  |
| 運動場   | 14,925 m <sup>2</sup> | TEL 083-924-7700 |

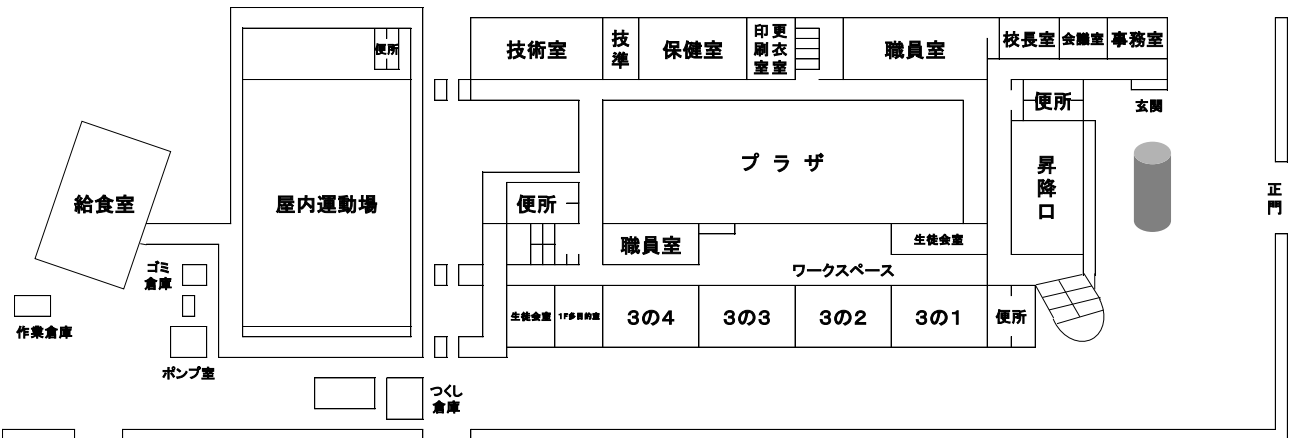
3 階



2 階



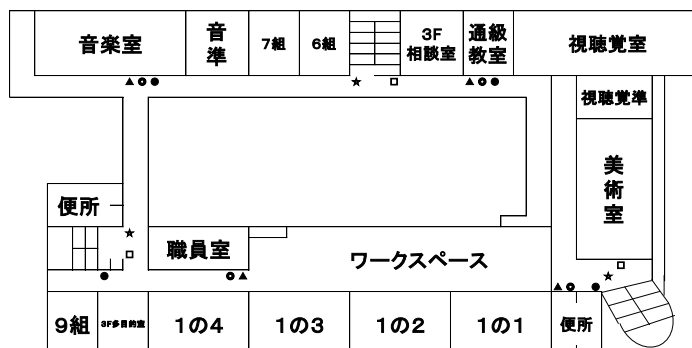
1 階



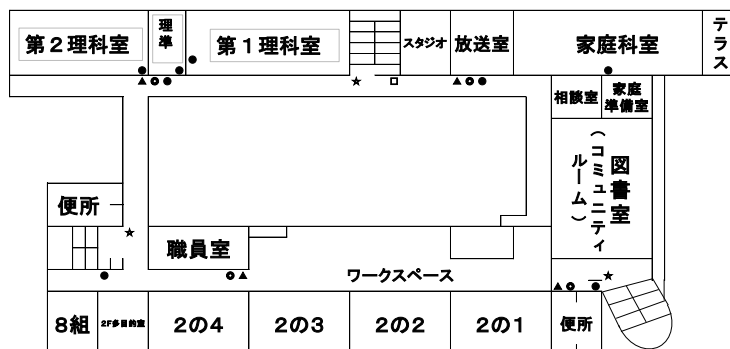
(別表5)

## 防災・防犯設備校内配置図

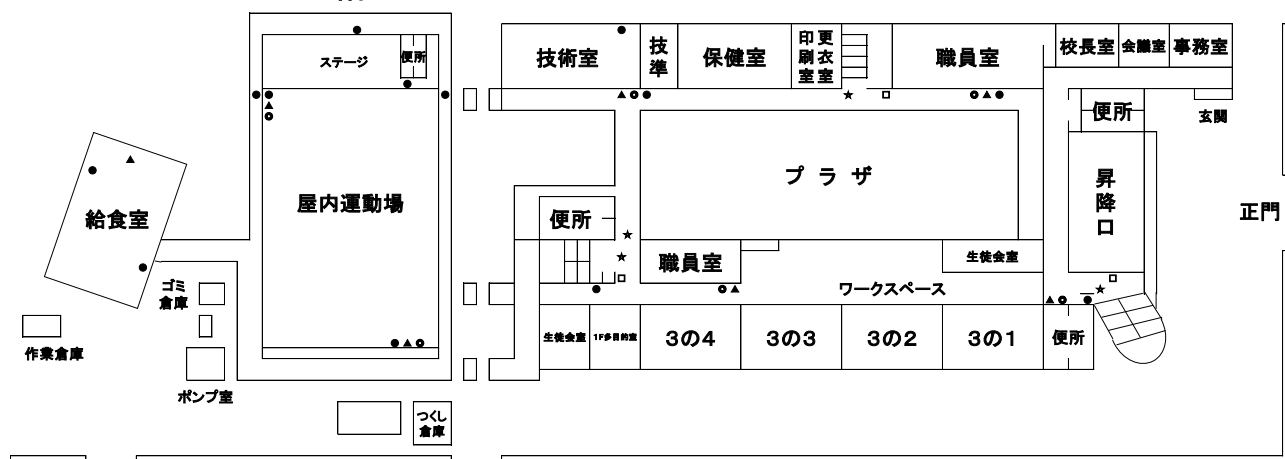
3 階



2 階



1 階

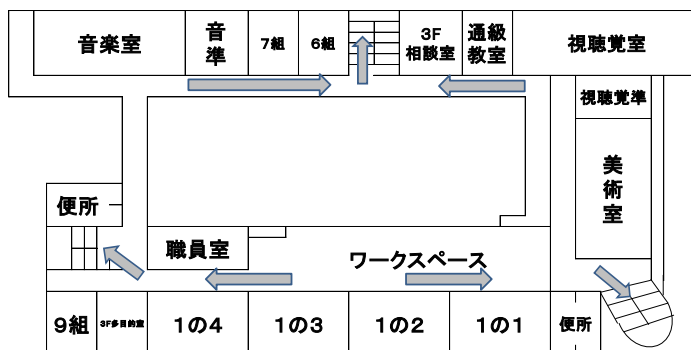


- 消火器
- ▲ 非常ベル
- ◎ 消火栓
- ☆ シャッター
- 誘導灯(非常口印)

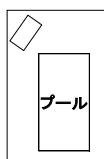
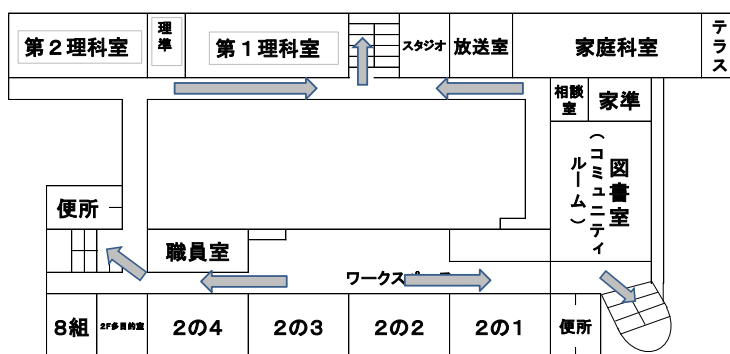
(別表 6)

## 避難経路(グラウンド避難)

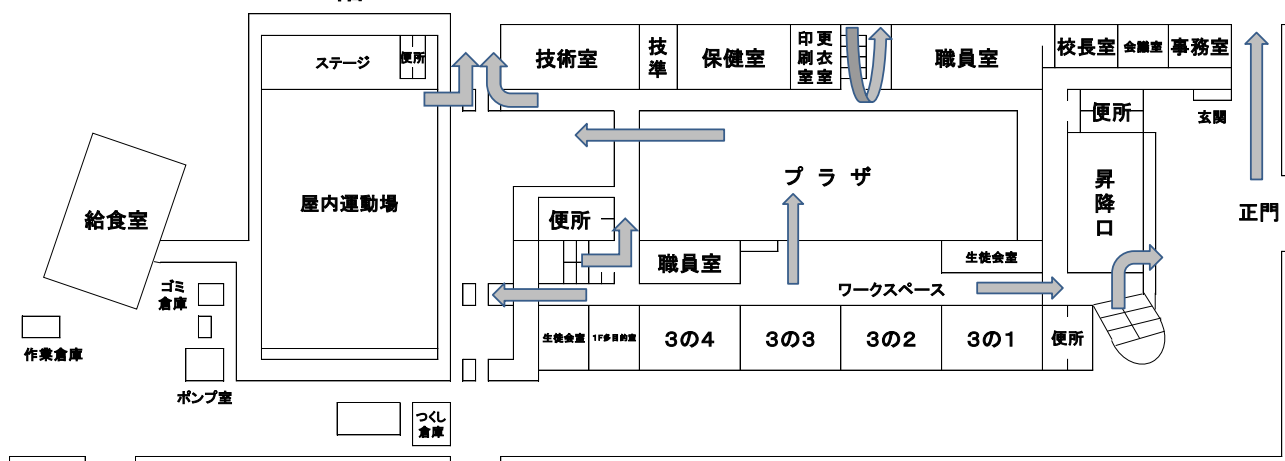
3 階



2 階



1 階



(別表 7)

## 防災・防犯指導年間計画

| 月             | 行 事 等   | 防 災 実 践 行 事                  | 防火施設の点検           | 防 災 訓 練 等         |
|---------------|---------|------------------------------|-------------------|-------------------|
| 4             |         | 本年度防災計画<br>防火管理・火元<br>責任者の決定 | 消防設備等の<br>点検整備    |                   |
| 5             |         |                              | 消防施設の取扱           |                   |
| 7             |         |                              |                   | 避難訓練<br>(不審者)     |
| 8             |         |                              | 消防用設備点検<br>(法定点検) | 人工呼吸法<br>救急処置法    |
| 9             | 防 災 の 日 | 防火ポスター<br>防 火 標 語            |                   |                   |
| 10<br>～<br>12 | 火災予防週間  |                              | 火気使用検査            | 緊急時引渡訓練<br>(豪雨災害) |
| 1             |         |                              | 消防用設備点検<br>(法定点検) |                   |
| 3             | 火災予防週間  | 本年度の反省                       |                   | 避難訓練<br>(地震火災)    |

(別表 8)

建物等の自主点検表

| 区 分                                                      | 点 検 項 目                             | 点検実施日 |     | 点検者     | 点検実施日 |         | 点検者 |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------|-----|---------|-------|---------|-----|
|                                                          |                                     | 年 月 日 |     |         | 年 月 日 |         |     |
|                                                          |                                     | 判定    | 備 考 |         | 判定    | 備 考     |     |
| 建物周囲                                                     | 可燃物が放置されていないか                       |       |     |         |       |         |     |
|                                                          | 避難上、消火活動上、有効な通路や空地が確保されているか         |       |     |         |       |         |     |
| 非 常 口<br>廊 下<br>階 段<br>避難通路                              | 誘導灯、誘導標識等を隠すものはないか                  |       |     |         |       |         |     |
|                                                          | 非常口は容易に開閉できるか                       |       |     |         |       |         |     |
|                                                          | 床面はつまずき、すべり等の発生要因はないか               |       |     |         |       |         |     |
| 防火区画                                                     | 防火戸等の開閉を妨げる物品はないか                   |       |     |         |       |         |     |
|                                                          | 防火戸等の変形、破損はないか                      |       |     |         |       |         |     |
|                                                          | 防火戸等はスムーズに開閉するか                     |       |     |         |       |         |     |
|                                                          | 避難の妨げとなる物品はないか                      |       |     |         |       |         |     |
| 電気設備等                                                    | 電気器具の過剰なタコ足配線等をせず、器具を適正にしようしているか    |       |     |         |       |         |     |
|                                                          | 電気コードに極端な折れ曲がりや変形はないか               |       |     |         |       |         |     |
|                                                          | コンセントプラグはしっかり差し込まれており、ほこり等が溜まっていないか |       |     |         |       |         |     |
| 判定欄の記号<br>○～良い    ×～不良    △～改修済<br>自主点検は、3 か月に 1 回以上実施する |                                     |       |     | 防火管理者確認 |       | 防火管理者確認 |     |
|                                                          |                                     |       |     |         |       |         |     |

(別表 9)

消火設備の自主点検表

| 区 分   | 点 検 項 目                       | 点検実施日 |     | 点検者 | 点検実施日 |     | 点検者 |
|-------|-------------------------------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
|       |                               | 年 月 日 |     |     | 年 月 日 |     |     |
|       |                               | 判定    | 備 考 |     | 判定    | 備 考 |     |
| 消 火 器 | 階ごとに適正な位置に設置されているか（消火器配置図で確認） |       |     |     |       |     |     |
|       | 変形、破損、腐食等はないか                 |       |     |     |       |     |     |
|       | 標識の破損、よごれ等はないか                |       |     |     |       |     |     |

警報設備の自主点検表

|       |                         |  |  |  |  |
|-------|-------------------------|--|--|--|--|
| 消 火 器 | 感知器に変形、破損はないか           |  |  |  |  |
|       | 間仕切の変更等による感知器の未警戒部分はないか |  |  |  |  |
|       | 発信機の周囲に障害物はないか          |  |  |  |  |
|       | 表示灯は点灯し、容易に確認できるか       |  |  |  |  |
|       | 受信機のスイッチは正常な位置にあるか      |  |  |  |  |
|       | ベルは停止状態になっていないか         |  |  |  |  |
|       | 警戒区域図は受信機の付近に設置してあるか    |  |  |  |  |
|       | 予備電源の容量は適正か             |  |  |  |  |

避難設備の自主点検表

|                                                          |                                  |  |         |  |         |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------|--|---------|--|---------|
| 誘 導 灯<br>誘 導 標 識                                         | 表示パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか           |  |         |  |         |
|                                                          | 予備電源による点灯は正常か                    |  |         |  |         |
|                                                          | 照明器具、装飾品等で見えにくくなっているか            |  |         |  |         |
|                                                          | 器具の変形、破損等はないか                    |  |         |  |         |
|                                                          | 室内のレイアウト等の変更により、設置位置が不適切となっていないか |  |         |  |         |
| 判定欄の記号<br>○～良い    ×～不良    △～改修済<br>自主点検は、6 か月に 1 回以上実施する |                                  |  | 防火管理者確認 |  | 防火管理者確認 |
|                                                          |                                  |  |         |  |         |

(別表１０)

## 自主チェック表（日常）

令和 年 月

| 火元責任者 |       |            | 担当区域        |             |      |      |
|-------|-------|------------|-------------|-------------|------|------|
| 日     | 火気の確認 | 吸い殻の<br>処理 | 可燃物等の<br>清掃 | 避難・閉鎖<br>障害 | 操作障害 | 施錠確認 |
| 1     |       |            |             |             |      |      |
| 2     |       |            |             |             |      |      |
| 3     |       |            |             |             |      |      |
| 4     |       |            |             |             |      |      |
| 5     |       |            |             |             |      |      |
| 6     |       |            |             |             |      |      |
| 7     |       |            |             |             |      |      |
| 8     |       |            |             |             |      |      |
| 9     |       |            |             |             |      |      |
| 10    |       |            |             |             |      |      |
| 11    |       |            |             |             |      |      |
| 12    |       |            |             |             |      |      |
| 13    |       |            |             |             |      |      |
| 14    |       |            |             |             |      |      |
| 15    |       |            |             |             |      |      |
| 16    |       |            |             |             |      |      |
| 17    |       |            |             |             |      |      |
| 18    |       |            |             |             |      |      |
| 19    |       |            |             |             |      |      |
| 20    |       |            |             |             |      |      |
| 21    |       |            |             |             |      |      |
| 22    |       |            |             |             |      |      |
| 23    |       |            |             |             |      |      |
| 24    |       |            |             |             |      |      |
| 25    |       |            |             |             |      |      |
| 26    |       |            |             |             |      |      |
| 27    |       |            |             |             |      |      |
| 28    |       |            |             |             |      |      |
| 29    |       |            |             |             |      |      |
| 30    |       |            |             |             |      |      |
| 31    |       |            |             |             |      |      |

○～良い ×～不備 △～即時改修

不備・欠陥がある場合、直ちに防火管理者に報告する

防火管理者確認